

(第一類 第一号)

第二十二回国会
衆議院

内閣委員会 議 録 第 十 五 号

(三三三)

昭和三十年六月二日(木曜日)

午前十時二十三分開議

出席委員

委員長 宮澤 勘三郎

委員 高橋 貞一

委員 森 三樹二

委員 長井 源

委員 眞崎 勝次

委員 山本 正一

委員 田中 正巳

委員 石橋 政嗣

委員 矢尾 三郎

出席國務大臣

運輸大臣 三木 武夫

國務大臣 川島 正次郎

出席府委員

總理府事務官 岡部 史郎

文部政務次官 寺本 廣作

委員外の出席者

専門員 龜井川 浩

専門員 小関 紹夫

専門員 安倍 三郎

専門員 遠山 信一郎

六月一日

岐阜県大垣市の地域給引上げの請願
(野田卯一君紹介)(第一四九三号)
新潟県松代町の地域給指定に関する
請願(塚田十一郎君紹介)(第一四九
四号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
行政機関職員定員法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第五二七号)

第一類第一号 内閣委員会議録第十五号 昭和三十年六月二日

文部省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第二一〇七号)
運輸省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第二一〇八号)

○宮澤委員長 これより会議を開き
ます。

文部省設置法の一部を改正する法律
案を議題とし、まず政府より提案理由
の説明を求めます。文部政務次官寺本
廣作君。

文部省設置法の一部を改正する法
律案
文部省設置法の一部を改正する
法律

文部省設置法(昭和二十四年法律
第四十六号)の一部を次のように
改正する。
第五條第一項第二十五号の次に次
の一号を加える。

二十五の二 所掌事務に係る賠償
及び国際協力に関する事務を行
うこと。
第十一條第六号の次に次の一号を
加える。

六の二 文部省の所掌事務に係る
賠償に関する事務を行うこと。
附 則
この法律は、公布の日から施行
する。

○寺本政府委員 文部省設置法の一部
を改正する法律案について御説明申し
上げます。

最近フィリピン、ビルマその他東南
アジア諸国との賠償折衝の進展に伴
い、文部省においてもこれらに関連す
る事務が増加する傾向にあります。こ
れらの事務は、将来関係各国との賠償
協定の締結に伴いさらに一層増加す
るものと予想されます。また、賠償関
係事務のほか、各国との国交の正常化
に伴い各般の国際協力関係事務も増加
しており、現在すでにこれら事務の一
部を処理いたしております。

この法律案はこのような情勢に即応
するため、文部省設置法の関係規定を
整備しようとするものであります。す
なわち、第五條の改正は、文部省にお
いて、所掌事務にかかる賠償及び国際
協力に関する事務を所掌することを明
らかにしようとするものであります。
また、第十一條の改正は、調査局にお
いて賠償に関する事務を処理せよ
うとするものであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び
概要であります。何とぞ十分御審議の
上、御賛成下さるようお願い申し上げ
ます。

○宮澤委員長 次に、行政機関職員定
員法の一部を改正する法律案を議題と
し、これより質疑に入ります。質疑の
通告がありますので、順次これを許し
ます。石橋政嗣君。

○石橋(政)委員 今回提案されました
行政機関職員定員法の一部を改正する
法律案につきましていろいろ御質問い
たしたいわけでありますが、法案の細

部にわたる質問に入ります前に、政
府の行政機構なり、あるいはこの法に
おいて定めようとする定員に対する考
え方について、一言お尋ねしておきた
いと思つております。

今回のこの行政機関職員定員法の一
部を改正する法律案の提案理由を讀み
ますと、各行政機関の事業予定計画に
即応するための必要最小限度の増員を
行う、それから業務の廃止及び減少に
伴う余剰定員の縮減を行う、こういう
両面から定員の適正化をはかろうとす
るのだということが述べられていて、わ
けであります。ともあれ結果的には
これは若干の増員を示している。これ
ははつきりしているわけでありませ
う。そこで伺いたいのは、昨年非
常に強力な反対があったにもかかわ
らず、非常に大量の人員整理を強行し
ておる。その翌年早くも定員の増加を見
るといふようなことは、内閣がかつ
たといふものの、何か割り切れない
ものを覚えるわけでございませう。そ
こでいわゆる従来の自由党内閣におい
ては、行政機構の改革あるいは人員整理
というのは常に掲げられておった選挙
公約、スローガンであり、これを実行
しようとするために非常に大きな摩擦
を起してまでやってきたわけでござい
ますが、現内閣においては、前内閣で
ある自由党内閣と考えるとどう
いうふうな違いがあるのか。やはり自
由党内閣と同じように機構の改革を根
本的にやる考えがあるのか、これに伴
つて人員整理をやるかという意思があ

るのかどうか、この点まず最初にお尋
ねしておきたいわけです。特に現内閣
が公務員制度調査会なるものを作つ
て、いろいろの角度から検討している
というふうなことを再々述べておられ
るのでございませうが、この公務員制度
調査会の中で、行政機構の問題あるい
は公務員の定員の問題というものをど
ういうふうな形で検討しているのか、
この作業の進捗状況と、それから政府
なり大臣なりの考え方というふうなも
のもあわせてこの中に含めて御答弁を
願いたい。

○川島國務大臣 行政機構の問題につ
きましては、昨年約六万人を目標にし
まして行政整理を始めまして、大体完
了いたしました。ただいま残つており
ますのは特別調達庁の一部と厚生省の
一部などでありませう。現内閣といは
しましては、行政整理の意味でこれ以上
人員を整理する考えはたゞいま持つて
おりませうけれども、平素機構の簡素
化、合理化等につきましては、当然処
置すべきものは処置いたしたい、かよ
うに考えております。三十年度の予算
編成にあたりまして、機構の拡大、
人員の増加につきましては極力これを
抑制いたしまして、必要やむを得ざる
最小限度にとどめたのであります。御
審議を願つております法案において三
千幾人かの増員がありますが、大体に
おきまして郵政省関係のもの並びに厚
生省におきまして医務、看護婦、こうい
うものが大多数でありまして、事務系
統のものはごく小部分にとどめたわけ

であります。今後とも行政機構の合理化というのを常にやりながら行政機構全体を見ていきたい、こういうように考えております。現内閣で特に取り上げて人員整理をするとか行政機構の大改革というような案は、ただいま持ってもおりませんし、考えてもおりません。

○石橋(政)委員 行政機構の根本的な改革あるいは人員整理などというものを本質的にやるという考えはないという事でございまして、一応わかつたわけでございしますが、確かに今度の増員というものは、航空技術研究所の新設、あるいは原子力室の新設、アジア局時局部の新設、移民局の新設、横浜移住あつた所の新設、失業対策部の新設といったような、事務の拡大に伴う増員に伴って、必要最小限度ふやしたのだという意図はわかるのでございしますが、そのためになるべく大量の増員を伴わないようにということ——やはり片一方においては減員をやつておるの減員の面において相当無理があるのじゃないかというふうな懸念を持つてございします。たとえは建設省関係でございしますが、建設省の管轄関係の職員を今度首切るといふことになつておるわけでございしますけれども、私の持つてゐる資料に基づきますと、今の定員のもとにおいてすら、建設省の管轄関係の職員の一人当りの工事量というものは、他の省庁に比べてまして非常に負担が大きいのであります。参考のためにちよつと数字を申し上げますと、衆議院事務局の庶務部管轄課の職員は、一人当りの工事量はさつと百十万円程度でございしますが、この建設省管轄局はちよつと一千万円

をオーバーしておる。そのほか郵政省大臣官房建築部ですか、この職員の一人当りは三百二十四万円、せいぜい二百万円前後の工事量負担というものが普通のようでございしますけれども、この管轄局あたりでは一千万円程度の負担をやつておる。こういった過重な負担を強いられておる職員をさらに減員するということになりますと、これまたますます労働過重を来たすのではないか、こういう面は非常に不合理の構の問題、あるいは人員の問題について整理をしないというその反面には、こういった部分的なプラス、マイナスをやつておるというふうなことから、無理が出てくるのじゃないか。その一つの現われがこの建設省の職員の定員減じやないかというふうな懸念を持つておるわけでありますが、こういった実情を行政管理局としてはつぶさに検討し、把握しておるのか、この点ちよつとお尋ねしておきたいと思ひます。

○川島国務大臣 官庁の人員を合理的に使用するためには、常に配置転換に留意をいたしておるものであります。ただいまお尋ねの管轄関係も、そういう意味でもつて多少減員をいたしますが、今度計画しております建設省の管轄関係で二百幾名を減す人は、これを全部住宅公団に持つていこう、こういう計画であります。これは建設大臣とも十分話し合ひがついてやつておるわけであります。なお配置転換等のこまかいことは、お尋ねがありますれば政府委員から、この際御説明申し上げさせていただきますと思ひます。

○石橋(政)委員 それではこまかいことは、あとで政府委員の方にお伺いすることにしたしまして、引き続き大臣の答弁を求めたいと思ひます。今の問題は、住宅公団が新設された場合に、これに引き継ぐという確認を得たので安心したわけでございします。それでは次に定員法におけるこの定員というもののについての考え方を一つお尋ねしておきたいと思ひます。定員法で定めるところは、その前に予算と法で定めておる定員との関係をお尋ねしておきたいと思ひます。現在提案されております昭和三十年度予算案の中で検討してみます場合に、予算定員といふものは明示されております。ところがこの法によつて定めんとする定員との間に開きがある。各省によつて違ふのであります。総理府、法務省、文部省、通商産業省、郵政省、建設省といふようなところは予算定員と法に定める定員とが一致しておるにもかかわらず、大蔵省、厚生省、運輸省、労働省の四省については相当な開きを示しておるのであります。予算定員と法の定員が違ふというふうなことは、わざわざ法で定員を定めることが薄らいでくるのではないかと懸念を持つておるわけでございしますが、政府はこの点をどういふふうにとり切つておられるか、お伺いしたいと思ひます。

○川島国務大臣 予算上の定員と定員法上の定員とは一致することが当然であります。ただ特別職などの数をどういふふうに計算しておりますか、それから一般会計、特別会計の関係もあらうので、必ずしも一致しない点が出てくるのではないかと思ひます。原則としては予算上の定員と定員法上の定員とは一致すべきものであります。そういうふうな努力いたしておるわけ

であります。ただいま御指摘の現実に出ておる事実につきましては、一応実際の問題を政府委員からお答えさせていただきますから、ちよつとお聞き取り願ひたいと思ひます。

○石橋(政)委員 特別職は私の方もちやんとおけてある、それから特別会計の方もちゃんと合計しての話です。相当開きが大いわけです。大蔵省において予算定員と法定の定員との差が、一般職だけで一千六百五十六人、厚生省に至りましては一般職だけで五千九百七十六人、労働省では二千二百二十名といふような大きな開きが出てきておる。あまりにも差が大い。これでは法で定員を定めるといふことの意義が薄らぐのではないかと気がしたので、お尋ねしておるわけです。

○岡部政府委員 お答え申し上げます。定員法がカバーします定員と予算若干食い違いがあるものですが、そういうことにはなつてございしますが、たとえば今御指摘の厚生省であるとか、運輸省であるとか、労働省といふようなものは、それぞれ二、三千名ずつの府県に勤務する地方事務官といふものを持つておりますので、その地方事務官の合計が八千四百名ばかりになつておると思ひますが、それが定員法以外の定員でございまして、地方自治法施行規則に載つておる定員でございしますが、そういう関係で違ふのであります。そういうものをえりわけて参りますならば、原則として予算定員と定員法上の定員が合つておりまして、定員法以上の人を置くこともできないし、また予算がないのに定員法に余

があるからといって人も置けない、また予算があつても定員法に束縛される以上は置けない、予算と定員法とが合致する範囲内において人が置ける、こういう建前になっております。

○石橋(政)委員 細部についてはまたあとで計算をしてみたいと思ひますが、大体そういう精神に基づいて定員が定められるということが納得がいくわけですから、そこでふに落ちない点は、定員といふものが予算との関係において当然定められるものだと思うわけでございしますけれども、そうすればいわゆる非常勤職員と申しますか、あるいは非常勤労働者といふもの、あるいはこの最近では予算の中の一つのマクを認められておる。それにもかかわらずこの定員法の定員の中に入られておる。こういうところから矛盾が広がつてきはないか、私はそれを懸念するわけなんです。せつかく定員法で定員をきめてこれで規制しようと思つても、ちよつとはみ出るからというので、非常勤労働者なり、あるいは非常勤の職員という形の方に持つていつてしまふ。こういうことでは定員法で定めるといふ意義が薄らいできて、結局法監視といふふうな懸念すら生んでくるのではないかと思ひます。この点、非常勤職員あるいは非常勤労働者といふものを定員の中に織り込んで、すべての面で、定員内の職員と同等の待遇もし、身分の安定をも与えてやるということが、行政管理局あたりでは特に考えてやらなければならぬ問題ではないかと思ひますのでありますけれども、この点御答弁をお願いいたします。

○岡部政府委員 これは後に詳しく申

し上げた方がよろしいと思いますが、今簡単に申し上げておきますと、この常勤勤務者、非常勤の職員というものは、公務員制度全体として検討し解決しなければならぬ問題でございまして、公務員制度調査会におきまして取り上げて検討いたしておりますが、実は定員法の建前といたしまして、定員法の第一条におきまして、これらの常勤勤務者及び非常勤の職員は定員法の職員から除くという建前になっておりますので、定員法には載せておりません。しかしこれらの数が相当ふえてきておるといふことは事実でございまして、これらを何とか考えなければならぬといふことはあとから申し上げたいと思ひます。とりあえずその点だけ申し上げておきます。

○石橋(政)委員 それでは次に移りますが、昨年度の被整理者、それから昨年度の年次計画の分として、先ほど御指定の通り、調達庁とか厚生省関係の被整理者、こういう者に対しては、臨時待命制度——本年度は指名退職制度といふのですか、そういう見方によつては、いわば恩典といつてもいいような制度が適用されておるにもかかわらず、本年新たに整理される者については、そういうような恩典めいたものも全然ないやうであります。この点には不公平だといふふうに思はないかどうか、この点をお尋ねいたします。

○川島国務大臣 昨年施行しました臨時待命制度はすでに期限が切れましたので、新たに指名退職というやうな形のものを用いたものであります。被整理者に対する恩典は同じであります。ただ根本的に違つてゐるのは、臨時待命制度でありまして強制ができるのであります。指名制度でありまして強制はできません。話し合ひで任意退職してもらつたという点が違つてゐるでござい

○石橋(政)委員 それではこの法律がもし効力を発生した場合に、この法律に基いて整理される者には、全部指名退職制度といふものが適用される、こゝう言われるのかどうか。

○川島国務大臣 昨年決定しました約六万人の年次計画の人だけに指名退職制度が適用されることになりました。

○石橋(政)委員 そこで、その年次計画の分で整理される者だけに適用されて、今度新たに整理される者については何らこゝういった恩典的なものがないといふことは、不公平じゃないか、こゝういふお尋ねをしておるわけです。

○川島国務大臣 昨年は政府の計画的方針によりまして約六万名の整理をいたしました。特に臨時待命制度を設け、引き続いてこれとはほとんど同様の同じ指名制度を設けたのであります。おのずから昨年の方針と今後の違つておるわけであります。新たに整理される者は、昨年の恩典には浴さないやうになるわけです。

○石橋(政)委員 政府の考え方においては、昨年度の整理と今年度の整理とは事情が違ふのだという理屈は成り立つたかもしれませんが、整理をされる職員にとつては、去年整理されようとして、こゝしの法律で整理されようとして何ら変わるものではない。去年整理される分には恩恵といふものがあつたけれども、こゝし整理される分にはないといふやうなことは、私は公正を欠くものだと思いますが、これは意見になりますので、一応この質問はあとに譲ります。

次にお尋ねしたいのは、昨年の法律の中には、配置転換が困難な事情にある者については特にこゝういったものを作る。たとえば臨時待命を命じて、臨時待命といふものの中に含まれてゐるいろいろな恩恵を与えるといふことで、特に配置転換が困難な事情にある者については、こゝういふことをうたつておりました。本年はそういうことが全然規定されておらないといふことは、これは先ほど長官が言いましたように、昨年の場合は任意と強制の二本建があつた。今年は任意の場合だけだから、特にこゝういふ配置転換が困難な事情にある者については、こゝういふ言葉を除いたのだといふことに理解していいわけですか。

○川島国務大臣 三十年代におきましては、整理の意味におきまして人を異動することはないのであります。配置転換によりまして失業者が出ないやうな措置をとつておるわけでありまして、御心配のやうな事態は起らないと私は考えております。

○石橋(政)委員 ところがどうもふに落ちない点が現実に発生しておるわけですね。特にこの法案の附則の第十項によりまして、今大臣の言われておるやうに、職員の申し出に基いて、この下欄に掲げる員数の範囲内においてその職員を指名するといふことで、あくまでも任意の場合だけが今度の退職のやうにいわれておるのであります。実際に、調達庁のごときにおいては強制的に勧告を実施しておるといふやうな面が出てきておるわけです。そうするとこの法の建前からおかしい。それからもう一つは、まだ国会で審議されておるにもかかわらず、こゝういふことが行われるといふことはおかしい。どう考へてもおかしいのでございまして、大臣はこゝういふことがあつた場合にこれをどうなさるつもりであるか、この点をお尋ねしておきたい。

○川島国務大臣 予算の面から申し上げて調達庁において特に人員を整理するはずはないと思ひます。あるいは任意に退職者があれば別であります。特にこれを強要して退職させるという場合は、予算の面から見てもないし、また私も定員改正の面から見てもないはずであります。こゝういふ処置をしていきますが、これは一応調達庁の方を調べまして適当な機会に御返事を申し上げます。

○石橋(政)委員 そういうことではないはずだと言われますけれども、実際に御返事を願ひたいわけなんです。特に新しき法に基いてこの手続は人事院規則で定めることになつてゐるのです。その付則の第十一項に「前項の規定による申出及び指名の手続については、人事院規則で定める」といふことになっておる。そうすると、法はまだ定められておらない、成立しておらない。これに基く人事院規則ができておるとも私は思ひません。そうすると人事院規則でやらなくちゃならないやうな問題を、すでにできたらどうにもならぬやうな形で強制するといふことはもつてのほかに同法附則第十項の規定による申し入れをいたします。なお同法附則第十項で指名された上は同法附則第十二項に定める期間の末日、昭和 年 月 日において離職することを申し添えます。法が成立した場合を仮定してこゝういふものを出させようとして

おる。私はこれはいささかおかしいのじゃないかと思つてあります。少くとも国会で審議中の法案に基いて、それが成立したならばこゝういふような仮定に基いて辞表めいたものを強制的に書かせるといふことは絶対に許すべからざることだと思つてゐる。こゝういふやうなものを即時撤回させるだけの決意が大臣にあるかないか。決意があればこゝの点について私はまたあとで質問をやつてもいいと思つてゐる。

○川島国務大臣 ただいまのお話は行政管理局としましては初めて承りました。至急調べましてお答えをいたすことにいたします。

○石橋(政)委員 私こゝにちゃんと持つてきて言つてゐるわけなんです。至急調べなければならぬとあれば至急調べて、それこそさうあつたうちに御回答を願ひたいわけなんです。特に新しき法に基いてこの手続は人事院規則で定めることになつてゐるのです。その付則の第十一項に「前項の規定による申出及び指名の手続については、人事院規則で定める」といふことになっておる。そうすると、法はまだ定められておらない、成立しておらない。これに基く人事院規則ができておるとも私は思ひません。そうすると人事院規則でやらなくちゃならないやうな問題を、すでにできたらどうにもならぬやうな形で強制するといふことはもつてのほかに同法附則第十項の規定による申し入れをいたします。なお同法附則第十項で指名された上は同法附則第十二項に定める期間の末日、昭和 年 月 日において離職することを申し添えます。法が成立した場合を仮定してこゝういふものを出させようとして

等の用に供する指定生産資材の割当及び監査並びに」を削る。

第二十七條第一項第十四号の四中「調査」を「調査及びあつ旋並びに配分」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十四の五 鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の用に供する物資の需給の調査及びあつ旋並びに配分に関すること。

第二十七條第一項第十六号の次に次の一号を加える。

十七 運輸省の所掌事務に係る都市交通に関する基本的な計画に関すること。

第二十七條第二項第三号及び第四号を削る。

第二十七條第三項中「第一項第十一号」を「同項第十一号」に、「第二項第一号及び第三号」を「前項第一号」に、「第十号まで」を「第十号まで及び第十七号」に改める。

第二十八條第一項第十三号の四を次のように改める。

十三の四 道路運送事業及び通運事業の用に供する物資並びに道路運送車両その他の道路運送及び通運事業の用に供する機械器具の使用及び整備の用に供する物資の需給の調査及びあつ旋並びに配分に関すること。

第二十八條第二項第三号を削る。

第二十八條第三項中「第二項第一号」を「前項第一号」に、「並びに第二項第二号及び第三号」を「及び前項第二号」に改める。

第三十四條第二項中「神戸市」を

「芦屋市」に改める。
第三十七條第二項の表中「香川県三豊郡栗島村」を「香川県三豊郡託麻町」に改める。

「港灣整

第三十八條第一項の表中

「港灣建

備審議會 運輸大臣の諮問に依りて

審議會 運輸大臣の諮問に依りて

設審議會 運輸大臣の諮問に依りて

港灣整備促進法(昭和二十八年法律特定港灣施設整備事業についての基

本計画を調査

「港灣審議會

を 港灣建設審議會

七号」に定め

運輸大臣の諮問に依りて港灣法

提出される計画、港灣整備促進港灣施設整備事業についての基本運輸大臣の諮問に依りて港灣敷設線の敷設に関する事項を調査審議運輸大臣の諮問に依りて都市にお

(昭和二十五年法律第二百十八号)第法(昭和二十八年法律第七十号)第計画その他港灣の開発に関する重要法(大正十一年法律第三十七号)に定めること。

ける交通に関する基本的計画につい

四十八條第一項の規定によ

三条第一項に規定する特定

事項を調査審議すること。

める日本国有鉄道の鉄道新

に改め

て調査審議すること。

第四十條第二項中第一号から第三

号までを削り、第四号を第一号と

し、第五号を第二号とする。

第四十一條の表管轄区域の欄中「小

野田市」の下に「長門市」を加える。

第四十三條第一項中「支局の出張

所、港灣管理事務所又は港灣管理事

務所の出張所」を「又は支局の出張

所」に改め、同条第二項を削る。

第五十一條第二項第一号を次のよ

うに改める。

一 削除

附則

第三條第一項中「港灣整備審議會」を「運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)第三十八條第一項の港灣審議會」に改める。

第八條から第十一條までを削る。

○三木國務大臣 たいだいま提案になり

ました運輸省設置法の一部を改正する

法律案について、提案理由を御説明申

し上げます。

まず、改正の第一点は、最近、賠償関

係が漸次具体化して参りましたのと、

技術援助等の国際的協力関係が緊密

の度を加えて参りましたのに伴いまし

て、運輸省の所掌にかかるとこれらの事

務も次第に繁忙になって参りましたの

で、所掌事務としてこれを追加いたし

たことであります。

改正の第二の点は、付属機関の関係

であります。現在の港灣整備審議會

を港灣審議會に改めまして、新たに重

要港灣の港灣施設の建設改良等当該港

灣の開発に関する計画についても調査

審議させるものとしたしました。ま

た、最近における都市周辺の交通事情

に、かんがみまして、都市交通の基本的な計画について調査審議するために、都市交通審議會を設けることにいたしたのであります。

右のほか、町村合併に伴う行政区画の変更その他法令の改廃等がありまして、地方出先機関の管轄区域に改正を加え、また、権限、所掌事務等の規定を整備する等の措置を講ずる必要があるものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。何とぞ慎重御審議を賜わりたいと存じます。

○官選委員長 本案に対する質疑は後日に譲ります。

○岡部政府委員 いずれ大きな問題につきましては大臣から答え申し上げることになります。この際からこまかい点について申し上げますと、御承知の通り調達庁の職員の整理につきましては、他の各省と違ひまして三年計画で整理することになっております。これは一部は業務の性質にもよりまして、一部は職員の整理を円滑にするということもあわせて考えておるわけでありまして、現在の定員法の建前では第二年度分といたしまして、ことしの六月三十日までに調達庁の職員三百三十二人が整理されることに相なるわけでありまして、これは現行法がこのまま参りますれば六月三十日に三百三十二人が落ちる、こういうことになりまして、そういういたしますと、この三百三十二人が六月三十日に整理されればなしになるということ、昨年他の各省の職員が臨時待命の恩典に浴していたのに対して不均衡である、公平な取り扱いでないからこれを何とかしようと考えまして、この六月三十日に落ちる前に、これを臨時待命とほぼ同じような恩典であるところの指名退職制度をこれに施行しよう、こういうことでございます。指名退職制度は、御承知の通り、ほとんどその内容におきましては臨時待命と変わりありません。ただ変更ところは、この前は強制措置もあわせて行うことができたわけでありまして、このたびは強制でなしに話し

合いでいこうという建前になっております。従いまして調達庁内部におきましては、話し合いを内々進めているというふうな事情があるかと思うのであります。これはすでに現行法で三百三十二人がどうしても落ちる、それを改正法においても引き継いで、その三百三十二人を整理するという数は、変更してはいないという前提の上に立っておることを御了承いただきたいと思ひます。

○田原委員 調達庁の職員の問題についてたゞいま御説明を承りました。が、なおわれわれは事の正確を期するためにもう少し質問をしたい点もあるし、それから調達庁の職員の方からいろいろな見解を述べられておるはずでありますから、明日は飛行場の問題があるからだめだと思ひますが、最も近い機会に、調達庁の職員で組織しております労働組合がありますから、そのうちから適当な者を本委員会に参考人として御招致願つて、資料も出していただきたい。それから日にちが六月三十日になつておるようですから、なるべくすみやかにその機会を作つていただきたい。質問は後日に保留してその点だけお願いいたしておきます。

○石橋(政)委員 今の岡部さんのお話でございますが、現行法でやるのだという事であれば、一応理屈であれ、へ理屈であれ筋は通るかと思ふのであります。先ほどから申す通り、新法が成立した場合を予想してすべてやつておるわけです。これは文書がそうなつておるだけでなしに、職員組合と長官あたりが団体交渉をやつた場合でも、それを前提として話をしておる。これはおかしいじゃないかということをお

先ほどから申しておるので、その点は年次計画をやられてゐることも承知の上で質問しておるということをよく知つておつていただきたいと思ひます。

○富澤委員長 次会は公報をもつてお知らせすることといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時六分散会